

第210回 大阪市入札等監視委員会

- 1 開催日時 令和8年6月19日（金）14時00分から
- 2 開催場所 大阪市契約管財局会議室
- 3 議題

(1) 令和8年1月～令和8年3月分の契約状況について

【審議1】

令和7年度 北部方面管理事務所建築付帯設備設計業務委託（その1－1）

・・・P3

参考資料 ・・・別冊1

(2) 【審議2】

入札契約制度改正等について ・・・別冊2

(3) 【報告1】

競争入札参加停止措置及び資格制限運用状況総括表 ・・・別冊3

(令和8年1月～令和8年3月分)

(4) 【報告2】

談合情報等対応状況一覧表 ・・・別冊3

(令和8年1月～令和8年3月分)

(5) その他

契 約 の 方 法	事後審査型制限付一般競争入札
発 注 局	契約管財局
事 業 主 管 局	建設局
委 託 名 称	令和7年度 北部方面管理事務所 建築付帯設備設計業務委託（その1-1）
委 託 概 要	別紙① 委託概要のとおり
入 札 参 加 資 格 及 び 入札参加資格の設定理由	別紙② 事後審査型制限付一般競争入札（測量・建設コンサルタント等）入札公告【共通事項】のとおり
公 告 日	令和7年11月26日
開 札 日	令和7年12月18日
予 定 価 格（税 抜）	17,140,000 円
最低制限価格（税抜）	13,870,000 円
落札金額(税抜)及び落札率	16,700,000 円（落札率 97.4%）
契 約 金 額（税 込）	18,370,000 円（16,700,000 円＋消費税 1,670,000 円）
契 約 相 手 方	株式会社創英設計
契 約 日	令和8年1月5日
入 札 参 加 者 数	1 者
入札経過及び入札結果	別紙③ 入札経過書のとおり
備 考	

委託概要

1 委託名称

令和7年度 北部方面管理事務所建築付帯設備設計業務委託（その1－1）

2 履行期間

令和8年1月5日 ～ 令和8年12月25日

3 委託場所

海老江下水処理場（大阪市此花区高見1－2－47）

4 受注者

株式会社創英設計

5 委託概要

本業務は、北部方面管理事務所の建築設備を改築するための実施設計（基本・詳細設計）を行うものである。

6 設計対象

(1) 建物概要

- ア 建物名称：管理棟
- イ 階 高：地上4階、地下1階
- ウ 建築面積：1,809.5 m²
- エ 延べ面積：4,647.2 m²
- オ 構 造：鉄筋コンクリート造
- カ 竣工年度：1993年1月、築33年
- キ 用 途：事務所・会議室等

(2) 建築付帯設備

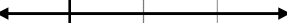
- ア 空気調和設備（ビルマルチエアコン等 18台）
- イ 換気設備（給気ファン・排気ファン・換気扇等 44台）
- ウ 衛生器具設備（大便器・小便器・洗面器 1式）
- エ 給湯設備（温水発生機 3台、貯湯槽 1式、給湯ポンプ等 1式）
- オ 消火設備（消火ポンプ、消火器 1式）
- カ 受変電設備（受電盤・配電盤 1式）
- ク 電灯設備（照明・コンセント 1式）
- ケ 動力設備（動力制御盤 10面）

コ 自動火災報知設備（受信盤・感知器等 1 式）

サ 監視設備（監視盤 1 面）

シ 弱電設備（電話・放送設備 1 式）

7 概略工程

	令和 8 年											
	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
履行期間												
資料収集・現地調査												
基本設計												
詳細設計												

別紙

事後審査型制限付一般競争入札（測量・建設コンサルタント等） 入札公告【共通事項】

事後審査型制限付一般競争入札（測量・建設コンサルタント等） 入札公告【共通事項】			
1. 入札参加資格	(1)	①	令和５・６・７年度大阪市入札参加有資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）に当該案件に応じた種目で登録されていること
		②	当該案件の入札書提出日から開札日まで有効な電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第13条第1項第1号の電子証明書（以下「ICカード」という。）を取得し、大阪市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用するための大阪市の電子業者登録（ICカードの登録）を完了している者であること。 なお、事業協同組合等（以下「組合」という。）については代表者が組合としてのICカードを取得し、電子入札システムを利用するための大阪市の電子業者登録を完了している者であること
	(2)	①	公告本文に定める入札参加資格をすべて満たすものであること
		②	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること
		③	入札書提出日において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
		④	入札書提出日において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
	(3)	入札参加資格の有無は、基準日を別に定める場合を除き開札日現在による。	
	(4)	入札参加資格の審査は、開札後に資格を確認する必要があると認められる者について行い、その他の者については行わない。	
(5)	本市の指定する期限までに、公告本文に定める入札参加資格審査資料（以下「資格審査資料」という。）を提出できること		
2. 入札参加手続等	(1)	入札参加申請 入札書の提出をもって入札参加申請とする。	
	(2)	入札書の提出等の手続きは電子入札システムにより行う。郵便、紙入札等は認めない。	
	(3)	入札の辞退 入札書提出後の辞退は認めない。	
	(4)	入札予定価格・入札参加者・最低制限価格（地方自治法施行令第167条の10第２項で規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）の公表 落札決定後に電子入札システムにて公表する。	
	(5)	仕様書等の取得方法 公告日以降に電子入札システムよりダウンロードするものとする。	
	(6)	仕様書等に対する質問 質問、回答の日時、方法について公告本文に定める。	
	(7)	上記(1)～(6)によらない場合は、公告本文に定める。	
3. 関係会社の参加制限	当該入札に参加しようとする者が、次のいずれかの関係に該当する場合、そのうちの１者しか参加できない。		
	(1)	資本関係	
		以下のいずれかに該当する２者の場合	
		①	子会社等（会社法第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
	②	親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合	

事後審査型制限付一般競争入札（測量・建設コンサルタント等） 入札公告【共通事項】

	(2)	人的関係	
		以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。	
		①	一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役 ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） 4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
		②	一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
		③	一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
	(3)	以下のいずれかに該当する2者の場合	
		①	組合とその構成員
		②	一方の会社等の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、他方の会社等と同一である場合
		③	一方の会社等の大阪市の入札に関わる営業活動を携わる者が、他方の会社等と同一である場合
	(4)	その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合 上記(1)から(3)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合	
4. 入札の方法等	(1)	入札書の提出期間及び開札日時・場所は公告本文に定める。	
	(2)	入札参加者がいない場合は、当該入札を取り止める。	
	(3)	入札書の提出	
		①	入札書は、電子入札システムにより、入札金額、くじ申込番号（3桁の任意の数字）等、必要な事項がすべて入力されたものを有効なものとして取り扱う。
		②	入札書に記載する金額は、総額を記載すること。ただし、これによらない場合は、公告本文で別に定める。 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
		③	入札書の入力には注意して正確に行い、入札書提出内容確認画面において確認を行ってから入札書の提出を行うこと
		④	入札書の提出は、入札書提出期限までに完了すること
		⑤	入札書の提出にあたっては、パソコン等の利用環境により、送信が長時間となることがあるため、締切日時までに余裕をもって入札書の提出を行うこと

事後審査型制限付一般競争入札（測量・建設コンサルタント等） 入札公告【共通事項】			
		⑥	入札書が正常に送信されたことを、入札書送信完了通知画面又は入札状況一覧画面において確認すること
		⑦	一旦提出された入札書は、訂正、再提出又は撤回をすることはできない。
5. 再度入札	(1)	開札の結果、落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。	
	(2)	再入札書受付締切予定日時は、開札日の午後3時30分までとし、開札予定日時は、開札日の午後4時とする。ただし、これによらない場合は、「再入札通知書」で別途定めるものとする。	
	(3)	再入札書受付開始予定日時・再入札書受付締切予定日時、開札予定日時及び前回最低入札書記載金額については、「再入札通知書」で通知する。	
6. 入札の無効	次の場合のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。 無効の入札をした者は再度入札に参加できない。		
	(1)	大阪市契約規則（昭和39年規則18号）第28条第1項又は大阪市水道局契約規程（昭和42年規程第7号）第26条第1項各号の一に該当する入札	
	(2)	1に定める入札参加資格を有しない者がした入札	
	(3)	最低制限価格より低い価格でした入札	
	(4)	再度入札の場合においては、前回最低入札書記載金額以上でした入札	
	(5)	指定する日時までに資格審査資料を提出しなかった落札候補者がした入札	
	(6)	3に定める関係会社の参加制限に該当する2者がしたそれぞれの入札	
	(7)	入札書提出日より開札日時までの間において、入札参加者が次の項目に該当する場合	
		①	大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている。
	②	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている。	
(8)	開札予定日時までに契約管財局契約部に所定の入札書錯誤無効届（大阪市電子調達システムからダウンロードすること）を提出し、本市が錯誤無効と認めた入札		
(9)	電子入札システムを利用するための電子証明書（ICカード）を不正に使用した者の行った入札		
7. 審査順位の公開	落札候補者を決定した場合は、電子入札システムにより次に掲げる事項を全ての入札参加者に通知するとともに、速やかに公開する。ただし、談合情報等による保留の場合はこの限りでない。		
	(1)	入札参加資格の審査のために落札決定を保留する旨	
	(2)	予定価格の制限の範囲内で入札した入札参加者（無効の入札をした者を除く。）の商号又は名称、審査順位、くじ番号及び入札金額	
	(3)	無効の入札をした入札参加者の商号又は名称	
8. 入札参加資格の審査及び落札者の決定	(1)	開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とし、落札の決定は保留し通知する。	
	(2)	予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者が2者以上あるときは、開札時に電子入札システムによるくじ（以下「電子くじ」という。）によって落札候補者を決定するものとする。なお、予定価格の制限の範囲内で同価格の入札をした者が2者以上あるときは、開札時に電子くじによって全ての審査順位を決定する。	
	(3)	落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるか審査する。	

事後審査型制限付一般競争入札（測量・建設コンサルタント等） 入札公告【共通事項】		
	(4)	前号で規定する審査の結果により、落札候補者の取扱いはいずれかによるものとする。
		① 落札候補者が入札参加資格を有するものであることを確認した場合は、その者を落札者とし、入札参加者に通知するものとする。
		② 落札候補者が入札参加資格を有しないものであることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし(3)の入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。なお、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者が2人以上あるときは、(2)の審査順位により落札候補者とする。
	(5)	(3)の入札参加資格の審査にあたっては、落札候補者は、公告本文に定める資格審査資料を、開札日（(4)②において新たに落札候補者になった者については、提出を求めた日）の翌日（翌日が大阪市における執務の休日にあたるときは、その翌日とし、休日が連続するときは、休日最終日の翌日とする。以下同じ）の午後5時30分までに提出しなければならない。期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札は無効とし、大阪市競争入札参加停止措置要綱の規定に基づく停止措置を行う。ただし、期限までに理由書（落札候補者用）を提出し、大阪市がやむを得ないと認めた場合は停止措置は行わないものとする。
	(6)	(4)②の手続きにより落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して、当該落札候補者に通知する。
	(7)	開札後から落札決定までに、いずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。
	(8)	開札後から落札決定までの間に、入札参加者が次の項目に該当した場合は入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。
		① 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている。
		② 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている。
	(9)	落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。辞退した場合は、入札は無効とし、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を行う。
9. 落札の決定日	原則として、落札の決定日は開札日（再度入札の場合は、その開札日）の翌日から起算して5日（大阪市における執務の休日を除く。）後とする。ただし、これによらない場合は、公告本文で別途定めるものとする。なお、入札参加資格の審査対象者が複数生じた場合等は、必要な審査を行ったのち決定するものとする。	
10. 入札保証金及び契約保証金	(1)	入札保証金（見積った契約希望金額の100分の3以上） 免除 ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額(入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額）)の100分の3に相当する違約金を徴収する。

事後審査型制限付一般競争入札（測量・建設コンサルタント等） 入札公告【共通事項】		
	(2)	契約保証金 契約金額（単価契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じた額）の100分の10以上納付 ただし、政府公債、大阪市債等の提供若しくは金融機関の保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。 また、次のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。
		① 公共工事履行保証証券を提出したとき又は落札者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書を提出したとき
		② 落札者が国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これをすべて過去2年の間に誠実に履行したと認められるとき
		③ 契約金額（単価契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じた額）が500万円未満であるとき
1 1. 前払金	前払金の有無は、公告本文に明示する。（ただし、契約金額が100万円未満の場合は公告本文の記載にかかわらず無しとする。）	
1 2. その他	(1)	最低制限価格を設ける場合は公告本文に明示する。
	(2)	提出された資格審査資料等は、入札に関する審査以外に使用しない。
	(3)	契約条項を示す場所 電子入札システム上又は契約担当
	(4)	契約書作成の要否 要
	(5)	大阪市側のシステム障害により電子入札システムによる入札手続に障害が発生した場合等、必要と認めるときは当該入札を延期又は中止することがある。
	(6)	仕様書等に対する質問への回答は、システム上の問題等により、回答の掲載が公開時間に遅れる場合もある。
	(7)	入札方法等の照会にあたっては、入札参加者が本市職員にわかり得ることがないように充分留意すること
	(8)	電子入札システムが対応している認証局は、「大阪市電子調達システム」トップページの「認証局一覧」を参照のこと
	(9)	落札の決定から契約締結までに、落札者が次の項目に該当した場合は、契約の締結を行わないものとする。
		① 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている
		② 大阪市契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不適当であると認められるとき
	(10)	契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
	(11)	この公告に定めのない事項については、関係法令の他、大阪市契約規則、大阪市水道局契約規程、事後審査型制限付一般競争入札の手引、大阪市競争入札参加者心得等の定めるところによる。

案件番号	33330000000202500276
契約請求番号	202507521-03328
案件名称	令和7年度 北部方面管理事務所建築付帯設備設計業務委託（その1-1）
予定価格	17,140,000 円（税抜）
最低制限価格	13,870,000 円（税抜）
入札執行回数	1 回
状況	保持保留（審査順位）
理由	入札参加資格審査のため

[illegible]

13

